（都道府県知事への通知に関する経過措置）

第三条　新法第七十一条の規定は、施行日前にされた許可若しくは認可の申請又は届出については、適用しない。

（監督上の処分に関する経過措置）

第四条　不動産特定共同事業者に対する許可の取消しその他の監督上の処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の項中「第四十条の二第五項」を「第五十八条第五項及び第六十条」に、「第四十八条の二」を「第四十九条（第五十八条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「、主務大臣」を「主務大臣」に改め、「閲覧に」の下に「、第四十九条の規定により処理することとされているものについては主務大臣の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る同条に規定する書類の閲覧に」を加える。

（金融商品取引法の一部改正）

第六条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号ハ中「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

（地方税法の一部改正）

第七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第十三項中「特例事業者」を「小規模不動産特定共同事業者（第一号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第九項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者で総務省令で定めるもの（第二号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める」に、「平成三十一年三月三十一日まで」を「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間」に改め、同項各号を次のように改める。

一　小規模不動産特定共同事業者及び特例事業者（不動産特定共同事業法第二十二条の二第三項に規定する小規模特例事業者（次号において「小規模特例事業者」という。）に限る。）　次に掲げる不動産

イ　昭和五十七年一月一日前に新築された家屋のうち、政令で定める用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要なもの

ロ　イに掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

二　特例事業者（小規模特例事業者を除く。）及び特定適格特例投資家限定事業者　次に掲げる不動産

イ　建替え（建替えが必要な家屋として政令で定めるものの当該建替えに限る。）その他総務省令で定める行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものに限る。以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

ロ　イに掲げる土地を敷地とするイに掲げる建替えが必要な家屋として政令で定めるもの

ハ　イに掲げる土地の上に新築される特定家屋

ニ　特定家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるもの

ホ　ニに掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　前条の規定による改正後の地方税法附則第十一条第十三項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第九条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の三第一項中「第二条第七項」を「第二条第九項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十号中「又は業務の種別」を「若しくは不動産特定共同事業の種別」に改め、「の変更の認可」の下に「又は小規模不動産特定共同事業の登録若しくは小規模不動産特定共同事業の種別の変更の登録」を加え、同号㈢中「業務の種別」を「不動産特定共同事業の種別」に改め、同号に次のように加える。

㈢	不動産特定共同事業法第四十一条第一項（小規模不動産特定共同事業の登録）の規定により主務大臣がする小規模不動産特定共同事業の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき十五万円
㈣	不動産特定共同事業法第四十六条第一項（変更の登録）の規定により主務大臣がする変更の登録（同法第四十二条第一項第六号（登録の申請）の小規模不動産特定共同事業の種別の増加に係るものに限る。）	登録件数　一件につき三万円

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第十一条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四十二号中「第七章」を「第十章」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第十二条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二百三条及び第二百八十四条第二項中「第八号」を「第十二号」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第十三条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第六十一号中「第五十三条第三号」を「第八十条第三号」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第十四条　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二十六号中「又は同条第七項に規定する特例事業者」を「、同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者、同条第九項に規定する特例事業者又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者」に改める。

第二十二条第一項第八号中「第四十九条第一項」を「第七十三条第一項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第十五条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一